

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

平成 28 年 3 月 15 日
山口県条例第 1 号

改正 平成 28 年 10 月 11 日条例第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 2 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務(知事が処理するものに限る。以下同じ。)とする。

2 知事は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、他の個人番号利用事務実施者から法の規定による当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 47 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

機関	事務
知事	<u>不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの